論 説

知的財産権侵害の国際裁判管轄権に関する 連合王国最高裁 Lucasfilm 事件判決 ——審理可能性の判断を中心に——

種 村 佑 介*

- 一 はじめに
- 二 事実および判旨
 - (1) 事実
 - (2) 判旨
- 三 国際私法上の論点の検討
 - (1) 本判決の意義および背景
 - (2) 先例
 - (3) 考察
- 四 おわりに

一はじめに

外国知的財産権の侵害にかかる訴えについては、侵害行為の全部が日本 国外で行われたときであっても、被告の住所等が日本国内にある場合に は、日本の裁判所が管轄権を有する(民事訴訟法3条の2)。外国で設定の

^{*} 早稲田大学法学学術院(法学部)准教授。

⁽¹⁾ 外国で設定の登録がされた特許権等の侵害にかかる訴えにつき、佐藤達文=小 林康彦編著『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正——国際裁判管轄法制の整備』

登録がされて発生した知的財産権の侵害にかかる訴えにおいて、その権利が無効であるとの抗弁を主張することができるかどうかは、管轄権の専属に関する民事訴訟法3条の5第3項の影響を受けない。その一方で、被告の住所等が日本国内にあっても、日本の裁判所が同3条の9により訴えを却下する余地は残されているから、たとえば、当該権利の存否または効力(有効性)を確定する手続が当該外国で同時に係属しているような場合には、日本における訴訟手続を中止する代わりに、証拠方法の集中など他の事情をも考慮して、同条にもとづきその一部または全部を却下することは否定されないのではないだろうか。同様の解釈は、特許権のような設定の登録により発生する知的財産権のみならず、著作権のように登録が必ずしも成立要件ではない知的財産権に関する訴えについても(その当否はさておき)可能である。たとえば、その権利が外国で登録されており、かつ、登録に関する訴え(同3条の5第2項参照)が当該外国で同時に係属しているような場合に、日本の裁判所が「特別の事情」があると認めて訴えを却下することは、同3条の9の文言上、必ずしも否定されないように思わ

(商事法務、2012年) 113頁を参照せよ。

- (2) 前掲115頁。
- (3) 前掲164頁。
- (4) 立法過程では、このような場合に手続を中止する規定を設けることについて賛成の意見が多数であったが(法制審議会国際裁判管轄法制部会第4回議事録11-12頁[山本(和)幹事、古田幹事、鶴岡委員、松下幹事発言]、第7回会議議事録28頁〔北村関係官発言〕参照)、最終的には規定化が見送られた。なお、このような規定が設けられなかった経緯につき、佐藤=小林編著・前掲116頁を参照せよ。
- (5) 判例法上の「特段の事情」との関係で、国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会報告書(4)」NBL886号88頁を参照せよ(もっとも同89頁は、このような場合には日本における訴訟手続の中止を提案している)。

なおこの場合、民事訴訟法3条の5が双方化される結果、当該権利の存否または 効力を確定する手続については当該外国に管轄が専属することになるため、たとえ 被告が日本に住所等を有する者であったとしても、この手続との関係では同3条の 2の適用が排除される。中西康「国際裁判管轄——財産事件」新堂幸司監修『実務 民事訴訟講座[第3期]第6巻——上訴・再審・小額訴訟と国際民事訴訟』(日本 評論社、2013年)321頁、佐藤=小林編著・前掲16頁。 れる。

このように、外国知的財産権に関する訴えについては、管轄権の専属の問題も相俟って、内国裁判所がどのような場合に管轄権を有するかが議論になりやすい。この点に関し、2011年の連合王国最高裁判所(Supreme Court of the United Kingdom)の判決である $Lucas film\ v.\ Ainsworth$ は、外国知的財産権の侵害にかかる訴えについて、従来の厳格な属地主義を緩和し、イングランド裁判所が管轄権を有しうると判示した。本稿では、以下、まずこの判決を詳しくみたうえで(二)、その国際私法上の論点につき、連合王国を取り巻く事情の変化に注意しながら分析を試み(三)、結びとする(四)。

二 事実および判旨

(1) 事実

1977年公開の映画『スター・ウォーズ』のキャラクターであるインペリアル・ストームトルーパー (Imperial Stormtroopers) は、1974年から1976年の間に、イングランドにおいて、ジョージ・ルーカス氏 (Mr. George Lucas) が考案したコンセプトを、ラルフ・マッカリー氏 (Mr. Ralph McQuarrie) がデッサンや彩色によって視覚的に表現し、それを、アンドリュー・エインズワース氏 (Mr. Andrew Ainsworth) らが三次元の形にしたものである。エインズワース氏は、同映画で使用するために、このキャラクターのヘルメットを真空成形法で50個製作していた。

ルーカス氏、ならびに彼の会社(Lucasfilm Ltd、Star Wars Productions

 ⁽⁶⁾ Lucasfilm Ltd and others v. Ainsworth and another, [2011] UKSC 39, [2012]
1 A. C. 208. 本判決については、張晶「グローバル化時代の知的財産権の抵触法的考察——属地主義から政策衡量へ」(名古屋大学大学院法学研究科、博士論文、2018年) 96-98頁に紹介がある。

Ltd および Lucasfilm Entertainment Co Ltd。以下、3 社をまとめて「Lucasfilm」という。)は、いずれも米国カリフォルニア州を拠点としている。けれどもルーカス氏に関しては、同映画がイングランドのエルストリー撮影所で製作された(また、ロケ撮影はチュニジアでも行われた)当時、彼はイングランドに居住していたと認定されている。

2004年、エインズワース氏(およびイングランドで事業を営む彼の私会社である Shepperton Design Studios Ltd)は、自身のオリジナル・ツールを使用してインペリアル・ストームトルーパーのヘルメットや装甲服等を製作し、ウェブサイトを通じて公衆に販売した。彼が製作した商品の一部は米国でも販売されたため(金額にして少なくとも8,000ドル、最大で30,000ドルであった)、Lucasfilm は、2005年にカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所(United States District Court, Central District of California)にエインズワース氏らを被告とする訴訟を提起し、20,000,000ドルの支払いを命じる欠席判決(default judgment)をえた(そのうちの10,000,000ドルは、ランハム法にもとづく三倍賠償に相当するものであった)。この判決の全部が米国では履行されなかったため、Lucasfilm は、①著作権侵害を含む種々のイングランド法にもとづく請求、②10,000,000ドルを限度とする米国判決の執行、および③米国著作権法にもとづく請求を主張して、イングランドの高等法院(High Court)大法官部(Chancery Division)に本件訴訟を提起した。

第一審裁判所である高等法院大法官部のマン裁判官(Mann J.)は、上記①について、Lucasfilm によるイングランドの著作権法にもとづく請求を斥けた。彼が判示したのは、エインズワース氏によって製作されたヘルメットは、Lucasfilm で働いていたマッカリー氏その他の人々によって製作された原著作物の事後の複製品であるけれども、ヘルメットは彫刻

⁽⁷⁾ Lucasfilm Ltd. v. Shepperton Design Studios Ltd., 2006 WL 6672241 (C. D. Cal. Sept. 26, 2006).

⁽⁸⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth, [2008] EWHC 1878 (Ch), [2009] F. S. R 103.

(sculpture) の著作物ではないから、1988年著作権、意匠および特許法 (Copyright, Designs and Patents Act 1988. 以下「1988年法」という。)51条および52条のもとで、エインズワース氏には(彼がマッカリー氏の著作物を複製したとの主張に対する)抗弁が認められる、ということである。また上記②についても、マン裁判官は、エインズワース氏および彼の会社は、米国訴訟の開始(もしくは送達)当時、いずれも米国判決の執行を許容するに足るほどには米国に所在(presence)していなかったとして、当該米国判決はエインズワース氏に対して執行しえないと判示した。

その一方でマン裁判官は、上記③について、少なくとも外国著作権の侵害にかかる訴えは当裁判所で審理可能であり(justiciable)、このことは、その存否(subsistence)も当裁判所で審理可能であるかどうかを問わないとして、Lucasfilm 側の主張する米国著作権侵害を認めた(ただし救済の問題は、さらなる審理を経て判断しなければならないとしている)。

中間上訴裁判所にあたる控訴院 (Court of Appeal) のジェイコブ裁判官

⁽⁹⁾ *Id.* at [121].

⁽¹⁰⁾ このためマン裁判官は、エインズワース氏による彼自身の著作権にもとづく請求からなる反訴を斥けている。*Id.* at [278]-[279].

⁽¹¹⁾ これらの規定については、牛木理一『キャラクター戦略と商品化権』(発明協会、2000年)96-98頁に紹介がある。

⁽¹²⁾ 本来、1988年法51条にもとづく抗弁が認められれば、エインズワース氏は同52条 (美術の著作物から派生する意匠の利用の効果)に依拠する必要はないはずである。にもかかわらずマン裁判官はこの点を検討し、エインズワース氏は同条に依拠して、本件デッサン等を複製する自身の行為は Lucasfilm の著作権を侵害しないとすることもできると述べている。 Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (HC), supra at [143]-[169].

⁽¹³⁾ *Id.* at [222]. これに関連して、エインズワース氏がウェブサイトを経由して行った米国におけるターゲッティング販売は、同氏や同氏の会社の所在、またはそれに類するものとなることはないとされた。*Id.* at [219].

⁽¹⁴⁾ *Id.* at [223].

⁽¹⁵⁾ *Id.* at [265].

⁽¹⁶⁾ *Id.* at [276]-[277].

⁽¹⁷⁾ Lucasfilm Ltd and others v. Ainsworth and another, [2009] EWCA Civ 1328,

(Jacob L. J.) もまた、上記①および②については高等法院大法官部の結論 を支持している。しかし③について、同裁判官は、結論としてイングラン ド裁判所には米国著作権侵害に対する請求についての管轄権がないとし た。その理由はつぎの通りである。すなわち、「エインズワース氏は、物 理的にはイングランドおよびウェールズの裁判所の管轄内にいるため、こ れらの裁判所が『人的 (personal)』管轄権を有することは疑いがない。彼 は適切に送達を受けていた」けれども、「われわれが判断しなければなら ない問題は、抵触法学者らが『事物 (subject matter)』管轄権と呼ぶもの を当裁判所が受け容れなければならない、あるいは受け容れるべきかどう か」であって、「イングランド法が、たとえイングランド裁判所が被告に 対する人的管轄権を有するとしても、特定の事項は同裁判所によって判断 されうるものではないとの考え方を含むのは誰もが認める事実であ」り、 「これらの事項は、『審理不可能 (non-justiciable)』とされる」、と。ジェ イコブ控訴院裁判官はこのように述べて、外国、すなわち EU 非構成国 (またはルガノ条約非締約国) の著作権の侵害に対する請求は、イングラン ド裁判所では審理不可能であると判示したのである。

最高裁における国際私法上の論点は、もっぱらこの③に関わるものであった(②に関し、さらなる上訴はなされなかった)。すなわち、「イングラン

[2010] Ch 503.

- (18) ヘルメットや装甲服が「彫刻」(したがって「美術の著作物 (artistic work)」) にあたるとすれば (1988年法 4 条参照)、1988年法51条はもちろん、52条も適用されないと解される。 *Id.* at [83]-[98].
- (19) Id. at [99].
- (20) *Id.* at [142].
- (21) Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters. Official Journal 21. 12. 2007, L 339, p.3-41. これ は、1988年9月16日にスイスのルガノで署名された民事及び商事事件における裁判 管轄及び裁判の執行に関する条約(Official Journal 25. 11. 1988, L 391, p.9-48)を 改正したものである。改正前の条約については、奥田安弘『国際取引法の理論』 (有孝閣、1992年) 308頁に翻訳がある。
- (22) Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (CA), supra at [174].

ド裁判所は、イングランドにドミサイルを有する者に対する、EU 域外でその国の著作権法に違反してなされた著作権の侵害に対する請求につき、管轄権を行使しうるかどうか」である。

(24) 判旨

最高裁は、この論点が二つの問いを生じさせるとする。第1に、外国著作権の侵害に対する請求は審理可能かどうかである。そしてこれが肯定される場合にのみ、イングランド裁判所は、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則(EC)(26)44/2001」(以下、「ブラッセルI規則」という。)2条の定める被告住所地管轄原則の受容を求められるのか、という第2の問題が生じる。

最高裁は、このうち上記第1の問いを詳細に検討し、結論的にはつぎのように述べて、控訴院の判断を覆した。すなわち、「この種の著作権侵害に対する請求の場合、被告に対する対人管轄権(in personam jurisdiction)の基礎が存在することを条件に、当該請求はそれについてイングランド裁判所が管轄権を有する請求となるのであり、あるいは別のいい方をすれ

⁽²³⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (SC), supra at [50].

⁽²⁴⁾ 最高裁ではまた、イングランド著作権法上の論点、具体的には、インペリアル・ストームトルーパーのヘルメットが1988年法4条の「彫刻」に該当するかどうかも争われた。この点は、結論として原審(および第一審)の判断が維持されている。

⁽²⁵⁾ ウォーカー卿(Lord Walker)およびコリンズ卿(Lord Collins)による判決に、フィリップス卿(Lord Phillips)およびヘイル卿(Lady Hale)が同意している。これにマンス卿(Lord Mance)が補足意見を述べている(後掲注72参照)。

⁽²⁶⁾ Council Regulation (EC) No.44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters. Official Journal 16. 1. 2001, L 12, 1. 同規則の翻訳につき、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセルⅠ規則) [上] [下]」国際商事法務30巻 3 号 (2002年) 311 頁、4 号 (2002年) 465頁を参照せよ。

⁽²⁷⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (SC), supra at [50].

ば、当該請求は審理可能なのである」、と。

三 国際私法上の論点の検討

最高裁判決における国際私法上の論点は多岐にわたる。まず本件において、Lucasfilm はイングランドの著作権法にもとづく請求(上記①)と、米国著作権法にもとづく請求(上記③)の二つを主張した。これは、前者についてはエインズワース氏による原著作物の複製行為がイングランドでなされたことを理由とするのに対し、後者に関しては、彼の製作した被疑侵害品の一部が米国で販売されたことによるものと思われる。くわえて、この米国での販売はウェブサイト経由で行われており、この間、エインズワース氏自身や彼の会社はもっぱらイングランドに所在していた。このような場合、米国裁判所は(イングランド国際私法からみて)エインズワース氏らに対する間接的国際裁判管轄権を有しないから、外国判決の執行にかかる判例法(common law)上の要件を充足しないのは明らかである。おそらくこのために、高等法院大法官部および控訴院は、米国判決の執行を拒絶したと推察される。

⁽²⁸⁾ *Id.* at [105].

⁽²⁹⁾ 特許権侵害につき同旨、Mölnlycke A B and Another v. Procter & Gamble Ltd and Others, [1992] 1 W. L. R. 1112。ただし同判決は、「ドイツの裁判所は対応するドイツ特許の侵害についての訴えを審理することができるが、イングランドの特許の侵害に対する請求を審理することはできない。反対に、イングランドの裁判所はドイツ特許の侵害に対する請求を審理することはできない」とする(Id. at 1118)。この判決については、本多正樹=亘理光=相澤英孝「国境を越えた電子マネーの流通と特許」日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー(No.99-J-4)(1999年)28-30頁に紹介がある。また、ジョン・リベイロ「英国における外国特許権侵害訴訟の国際裁判管轄ルール」国際公共政策研究12巻2号(2008年)249頁も参照せよ。

⁽³⁰⁾ See Adams v. Cape Industries Plc, [1990] Ch. 433, 517-519 (CA). また、岡野祐子「イングランドにおける外国金銭判決の執行」同『ブラッセル条約とイングランド裁判所』(大阪大学出版会、2002年) 17-22頁も参照せよ。

もっともこれらの点は、最高裁判決では明確に論じられているわけではない。以下では、本判決が詳細な検討を加える「審理可能性(justiciability)」の問題を中心にみていくことにしたい。

(1) 本判決の意義および背景

本件では、米国著作権にもとづく請求がイングランド裁判所により審理可能かどうかにつき、高等法院大法官部と控訴院との間で判断が分かれている。高等法院大法官部のマン裁判官は、米国著作権にもとづく請求が「属地的な請求(territorial claim)であって、それは問題となっている国(すなわち、合衆国)の裁判所においてのみ審理可能である」とするエインズワース氏側の主張を斥けた。他方でジェイコブ控訴院裁判官は、これを事物管轄権の問題とみて、イングランド裁判所は外国著作権の侵害につきこのような事物管轄権を欠くから、したがって審理不可であると判示した。このように判断が分かれたのは、両者の「審理可能性」に関する理解の相違に起因するように思われる。そして最高裁判決は、外国著作権侵害についてはブラッセルⅠ規則にもとづく管轄権有無の判断に先行して「審理可能性」が問題となるとしつつも、自国内に人的管轄権の基礎が存在することを条件に、これを肯定した点に特徴がある。

本判決以前、イングランド裁判所は外国知的財産権の侵害につき広範囲にわたって自らの管轄権を制限してきた。具体的には、外国の土地に関する訴えにつき自らの管轄権を制限する「モザンビーク・ルール」と呼ばれる準則が、外国知的財産権の侵害にかかる訴えについても、両者の類似性を理由に妥当するとされてきたのである。しかしながら、モザンビーク・ルールに対する批判やこれを採用する諸国の立法例をみると、同準則は次第に縮小され、または廃止される傾向にある。このようななか、本件で

⁽³¹⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (HC), supra at [234].

⁽³²⁾ 拙稿「知的財産権侵害と国際不法行為法――イングランドにおける取扱いに焦点をあてて」同『国際不法行為法の研究』(成文堂、2017年) 325-339頁。

は、とりわけ米国著作権の侵害をめぐって、モザンビーク・ルールが引き 続き妥当するかどうかが争われたのである。

(2) 先例

1990年の Tyburn Productions Ltd. v. Conan Doyle 事件判決は、この問題に直接の関連性があると解される。同判決において、高等法院大法官部バインロット裁判官(Vinelott J.)は、1906年のオーストラリア最高裁判所(High Court of Australia)の判決である Potter v. Broken Hill に依拠しつつ、モザンビーク・ルールが米国著作権侵害訴訟にも適用されるとして、原告の請求につきイングランド裁判所の管轄権を否定した。この Potter事件判決は特許権侵害に関するものであったが、バインロット裁判官は、一国の裁判所が外国の国家行為の有効性を調査することはないから、「特許権、著作権および商標権、ならびに他の知的財産権の間で区別はなされ

⁽³³⁾ 拙稿「裁判管轄権の制限に関する『モザンビーク・ルール』について」同・前 掲書305-316頁。

⁽³⁴⁾ Tyburn Productions Ltd. v. Conan Doyle, [1991] Ch. 75. この判決については、本多=亘理=相澤・前掲注29・25-27頁、木棚照一編著『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会、2003年) 37頁 [樋爪誠]、中野俊一郎「判批」平成11年度重判解312-313頁、拙稿・前掲注32・327頁、張・前掲注6・94-95頁を参照せよ。

⁽³⁵⁾ Potter v. Broken Hill Proprietary Co Ltd, (1906) 3 C. L. R. 479. この判決では、「ニューサウスウェールズ州特許権の同州における侵害に対する訴えは、ヴィクトリア州の裁判所においては明らかに審理不可能である (not justiciable)」とする被告の抗弁を認めた原審 (Potter v. Broken Hill Proprietary Company Limited, [1905] V. L. R. 612) の判断が維持された。同判決については、拙稿・前掲注32・329-331頁、張・前掲注6・94頁を参照せよ。

⁽³⁶⁾ これに対しては、「外国不動産に関し、先行する契約から生じている対人的な請求で、当該契約につき現実の通知を受け、もしそうでなければ適切に裁判所の面前にある第三者である購入者に対し提起されたものがなぜ認められるべきではないのか、理由がわからない」として、モザンビーク・ルールが知的財産にも拡張されるという主張自体が成り立たないと批判する見解もあった。 See R Griggs Group Ltd v. Evans (No. 2), [2004] EWHC 1088 (Ch), [2005] Ch. 153, 185–186 ([115]–[116]) per Mr. Peter Prescott Q. C.

(37) えない」との立場で、モザンビーク・ルールの適用を特許権以外の知的財 産権(著作権)侵害にも拡張したのである。

その後、1997年の Coin Controls Ltd. v. Suzo International (U. K.) Ltd. 事件判決において、高等法院大法官部のラディー裁判官(Laddie J.)は、ドイツおよびスペイン特許権の侵害に対する請求についてイングランド裁判所は管轄権を有しないとした。その理由は以下の通りである。すなわち、第1に、モザンビーク・ルールや Potter 事件判決から導かれる原則は、その本質上外国的(foreign)かつ属地的(local)な問題についてわが裁判所が司法的判断を下すのは望ましくない、ということにもとづく公序の原則であり、それは特許権その他の知的財産権を不動産とみるから適用されるのではない。そして第2に、このような請求は、特許権の有効性に関する審理の管轄を登録国裁判所の専属とする「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約」(以下、「ブラッセル条約」という。)16条4項(ブラッセルI規則22条4項に相当)および19条(同規則25条に相当)の射程に入るから、イングランド裁判所の管轄権は否定されなければならない、と。

⁽³⁷⁾ Tyburn Productions v. Conan Doyle, supra at 84.

⁽³⁸⁾ Coin Controls Ltd. v. Suzo International (U. K.) Ltd. and Others, [1999] Ch. 33. 同判決については、岩田哲幸「ブラッセル条約による Cross-Border Injunction ならびに英国裁判所の判断」AIPPI42巻11号(1997年)32-42頁、リベイロ・前掲注29・251-252頁を参照せよ。

⁽³⁹⁾ Coin Controls Ltd. v. Suzo International (U. K.) Ltd., supra at 43-44.

⁽⁴⁰⁾ The Convention of Oct. 9, 1978 on the Association of the Kingdom of Denmark, Ireland and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters and to the Protocol on its Interpretation by the Court of Justice. Official Journal 30. 10. 1978, L 304, p.1. 同条約の翻訳、紹介として、岡本善八「一九七八年『拡大 EEC 判決執行条約』(一)(二)」同志社法学31巻 2 号(1979年)81頁、3 号(1979年)129頁がある。また、岡野祐子「序章」同・前掲注30・1 頁も参照せよ。

⁽⁴¹⁾ Coin Controls Ltd. v. Suzo International (U. K.) Ltd., supra at 49–52.

上記第2の点について補足すると、ブラッセル条約16条4項は、「特許権、商標権、意匠権その他寄託もしくは登録を必要とする類似の権利の、登録または効力(validity)に関する事件においては、寄託もしくは登録が申請もしくは受理されたか、または国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる締約国の裁判所」が専属的管轄権を有するとする。そして、これらの権利の登録または効力(有効性)に関する事件について上記以外の締約国裁判所に訴えが提起された場合には、当該裁判所は、管轄権がないものとして訴えを却下しなければならない(同条約19条)。これがCoin Controls 事件判決の結論であった。この論理は、同年の高等法院大法官部判決である Fort Dodge Animal Health Limited and Obers v. Akzo (43) Nobel N. V. and Another でも確認されている。

ところが、1999年の Pearce v. Ove Arup Partnership Ltd and Others 事

なお、この GAT v. Luk 事件判決の結果、ブラッセル I 改正規則(後掲注65参照)では、特許権等の登録または効力(有効性)に関する事件は、「その争点が訴えにより提起されるかまたは抗弁として提起されるかを問わず」登録国裁判所が専属的管轄権を有するとされた(24条 4 項)。See Gregory Bacon and Katie Rooth, Justiciability and Litigation of Foreign Patents in the English Courts, 12 (10) JOURNAL OF INTELLECTUAL PROPERTY LAW & PRACTICE 851, 853 (2017).

⁽⁴²⁾ 翻訳は、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する ブリュッセル条約 (一)」民商法雑誌122巻3号(2000年)153頁を参照した。

⁽⁴³⁾ Fort Dodge Animal Health Limited and Obers v. Akzo Nobel N. V. and Another, [1998] F. S. R. 222. この判決については、本多=亘理=相澤・前掲注 29・30-31頁に紹介がある。また、リベイロ・前掲注29・252頁も参照せよ。

⁽⁴⁴⁾ 類似の法理は、2006年7月13日の欧州司法裁判所判決である Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG (GAT) v. Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG (LuK), Case C-4/03, [2006] ECR I-6509でも採用されている。この判決については、リベイロ・前掲注29・253-254頁、国際裁判管轄研究会・前掲注5・89頁、岩本学「外国特許権侵害訴訟における国際裁判管轄と特許無効の抗弁――欧州司法裁判所2006年7月13日判決(C-4/03)を素材として」平成19年度産業財産権研究推進事業(平成19~21年度)報告書(2009年)17-24頁、茶園成樹「知的財産権関係事件の国際裁判管轄」国際私法年報11号(2010年)67-70頁、安達栄司「国際的専属裁判管轄は特許侵害訴訟事件にも適用されるか」野村秀敏=安達栄司編著『最新EU民事訴訟法 判例研究 I』(信山社、2013年)287頁などに紹介がある。

件判決では、オランダ著作権の(オランダでなされた行為による)侵害に対 する訴えが、イングランド裁判所によって審理可能と判示された。控訴院 のロホ裁判官(Roch L. I.)は、寄託や登録の問題が生じない著作権につい ての訴訟手続である本件が、ブラッセル条約16条4項の範囲内にあるとは 示唆されておらず、イングランド裁判所は、同条約2条に従い、同国にド ミサイルを有する被告に対する訴訟手続において管轄権を受容しなければ ならないとした。もっとも、「審理可能性または訴訟可能性(justiciability or actionability)」がこれとは別に問題となるため、原告は、自らの訴える 行為がイングランドの外でなされた場合、自身がイングランド裁判所で被 告に対し訴訟を提起できることのみならず、「イングランド裁判所が、自 らの抵触法規を適用して、彼の訴答(complaint)は同裁判所が承認し審理 する訴訟原因(cause of action)を生じさせるものとみなしている、という こともまた、立証しなければならない」。しかしながら後者の点に関し、 ロホ控訴院裁判官は、連合王国の外でなされた行為による外国著作権の侵 害に対する訴えが、当該権利の存否や有効性が争点とならない場合に、イ ングランド裁判所において審理可能であるのかどうか、さらには、この問 いがブラッセル条約の締約国においてなされる行為との関係で生じるとき に、Tyburn事件判決から引き出せる援助は皆無であるとする。ロホ控訴 院裁判官はこのように述べて、一定の外国著作権侵害につき Tyburn 事件

⁽⁴⁵⁾ Pearce v. Ove Arup Partnership Ltd. and Others, [2000] Ch. 403.

⁽⁴⁶⁾ Id. at 424. さらに、イングランド裁判所は、オランダにドミサイルを有する被告に対しても、共同被告につき被告のうちいずれかがドミサイルを有する裁判所に訴えられるとする同条約6条1項(ブラッセルI規則6条1項に相当)に従い、管轄権を受容しなければならないとしている。Ibid.

⁽⁴⁷⁾ *Ibid.*

⁽⁴⁸⁾ Tyburn 事件の原告は、被告が米国の著作権法のみならず、不正競争法や商標法にもとづく権利をも有しないことの確認を求めており、したがってバインロット裁判官は、主張されている諸権利の存在や有効性を調査する誘惑に駆られた、というのがロホ控訴院裁判官の分析である。Pearce v. Ove Arup Ltd., supra at 439.

⁽⁴⁹⁾ Id. at 439-440.

判決が必ずしも先例とならないことを示唆するのである。

以上から、Lucasfilm事件最高裁判決における判断は、ブラッセル条約(およびブラッセルI規則)の非締約国(非構成国)である米国の著作権侵害が問題となっているにもかかわらず、直接の関連性がある Tyburn 事件判決を覆し、むしろ、同条約締約国の著作権侵害に関する事案である Pearce 事件判決に近い立場を採用した、と整理することができる。

(3) 考察

このように先例を概観すると、Lucasfilm 事件最高裁判決より前に外国著作権の侵害にかかる訴えがイングランド裁判所において審理可能であるとした Pearce 事件判決は、これに先立つ Tyburn 事件判決とは異なる結論を導くにあたり、後者がブラッセル条約非締約国での行為により侵害が惹起された事案であったこと、そして、そこでは権利の有効性の問題と切り離せない事情があったことの2点を指摘していた。当時のイングランドでは、Coin Controls 事件判決など特許権侵害を中心にブラッセル条約の解釈が議論されていたことから、Pearce 事件判決も、同条約が外国著作権侵害訴訟にどのような影響を及ぼすかを論じる必要に迫られたと考えられる。

他方で Tyburn 事件判決は、関係国がブラッセル条約の非加盟国である場合にまで同条約の検討が必要とは考えておらず、少なくとも当時はそれが「当然(of course)」と解されていた。しかしその後、被告がブラッセル条約の締約国にドミサイルを有し、より適切な法廷地が非締約国であるようにみえる場合にも同条約の適用が及ぶとした欧州司法裁判所判決が登場するに至り、引き続き、このような区別が可能であるかが議論されることになる。

以下では、これら条約の解釈をめぐる議論があるなかで、*Lucasfilm* 事件最高裁判決における「審理可能性」の判断が示唆するものは何か(a)、

⁽⁵⁰⁾ Id. at 439.

および、同判決は著作権以外の外国知的財産権の侵害にかかる訴えにも影響を及ばすことになるか(b)につき、若干の考察を試みる。

(a) イングランド裁判所の管轄権有無の判断と「審理可能性」との関係

生ず、外国知的財産権の侵害についてイングランド裁判所に「審理可能性」があるどうかという問題は、具体的に何を論じようとしていたのかを明らかにする必要がある。すでにみたように、イングランド(およびオーストラリア)の裁判所は、外国知的財産権の侵害にかかる訴えが自国裁判所での審理に適さず、したがってその管轄権を否定するとの処理を行ってきた。このように、イングランド法のもとでは、被告がイングランド裁判所の管轄権に服するか、請求および当事者の双方またはいずれか一方がイングランドとより広範な関連性を有しているにもかかわらず、長きにわたり審理不可とみなされてきた事項(subject matter)がいくつか存在する。外国知的財産権の有効性をめぐる紛争を例に挙げれば、それらは本質的にはその知的財産権が付与された外国の裁判所と強固に結びついているとみなされ、被告がイングランドにおける訴訟手続に服していても、当該紛争につき同国で司法的判断を下すには十分でないとするのである。

すでに指摘したように、同様の帰結は、ブラッセル条約16条 4 項の解釈としても導きうる(上記三(2)参照)。しかし、ここでの管轄権の否定を外国知的財産権の侵害にかかる訴えで、有効性が争われていないものにも拡張する場合には、そうした解釈を同条約(およびブラッセルI規則)から導くのは困難である。のみならず、かりにイングランド裁判所が(外国知的財産権の侵害は subject matter にあたるとして)特定の訴えにつき自らの管轄権を否定しうるとすれば、欧州共同体全域にわたって国際裁判管轄権に関する共通原則を普遍的に適用するという目標の実現にも支障を来すこ

⁽⁵¹⁾ Ardavan Arzandeh, Forum (Non) Conveniens in England: Past, Present, and Future 15 (2019).

⁽⁵²⁾ Id. at 15-16.

とになる。この意味で、イングランド裁判所にはそのような判断の余地があるかどうかが問題となったのであり、2005年の Owusu v. Jackson and others 事件欧州司法裁判所判決との関係が議論されるのも、このためである。

本判決は、結論としてはLucasfilmの請求を審理可能と判断したため、最高裁は、この争点につき自らの見解を表明する必要はなかった。他方で控訴院判決のように、これを審理不可と判断する場合には、Owusu事件判決以後も、イングランド裁判所による判断の余地は残されていると解することになる。いずれにせよイングランド裁判所は、今後、外国著作権の侵害以外の、これまで審理不可とされてきた他の事項についても司法的判断を下すことを求められるのか、という問題はなお残る。イングランドで

⁽⁵³⁾ ここで「判断の余地」とは、イングランド裁判所に管轄権を行使するか否かの 裁量が与えられているという意味ではなく、同裁判所が審理可能な事項を自ら決め られることを指す。このことは、国家行為の法理(後掲注64、およびそれに伴う本 文参照)を「一種の裁量(discretion)ではなく、司法手続の本質そのものに内在 するもの」ととらえるウィルバーフォース卿の理解とも一致しよう。See Buttes Gas and Oil Co. v. Hammer (No. 3), [1982] A. C. 888, 932 per Lord Wilberforce.

⁽⁵⁴⁾ Owusu v. Jackson and others, Case C-281/02, [2005] ECR I-1383, [2005] Q. B. 801. ブラッセル条約非締約国であるジャマイカで生じた事故を理由とする訴訟につき、同条約締約国であるイングランドの裁判所は、同国にドミサイルを有する被告に対する請求をフォーラム・ノン・コンピニエンス法理により停止(stay)できないとした。この判決については、高橋宏司「ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈――制度的一貫性と個別事件における妥当性の緊張関係」同志社法学58巻2号(2006年)392-404頁、岡野祐子「イングランドにおける国際離婚裁判に関する手続的諸問題」法と政治61巻3号(2010年)32-34頁、本間靖規「ブリュッセル条約2条の管轄規定とフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの抗弁」石川明=石渡哲=芳賀雅顯『EUの国際民事訴訟法判例 II』(信山社、2013年)43頁を参照せよ。

⁽⁵⁵⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (SC), supra at [113].

⁽⁵⁶⁾ たとえば、いわゆる石油コンセッションをめぐる私人間の争いに国家行為の法理の適用が認められた事例として、*See Buttes Gas v. Hammer* (No. 3), *supra* at 931 *per* Lord Wilberforce.

⁽⁵⁷⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (SC), supra at [112].

は、このような「審理可能性」に関する判断が、ブラッセル条約・規則上 の管轄権有無の判断に先行して求められる、というのが先例以来の一貫し た立場であるからである。

控訴院のジェイコブ裁判官は、ここでの「審理可能性」を(人的管轄権とは区別される)事物管轄権と同義に解しており、そのような事物管轄権がブラッセルI規則(および Owusu 事件判決)によって与えられることはなく、同「規則は構成国の裁判所を、偶然 EU 域内にドミサイルを有する者により EU 域外においてなされた違法行為のための、ある種の非専属的な世界法廷として提供しようとするものではない」、とする厳格な立場をとる。そのうえで彼は、「ある知的財産権(とりわけ著作権は、そのほとんどが統一されていない)の侵害は、本質的にはその地の(local)諸政策やその地の公益を含む、その地の問題である。それは、その地の裁判官にとっての問題である」ことを指摘して、本件でもモザンビーク・ルールが適用されるとしていた。

上記判示をみるかぎり、ジェイコブ控訴院裁判官はおそらく、外国著作権の侵害に対する請求は当該外国の裁判所に管轄が専属すると考えていたのであろう。これは同時に、イングランド裁判所が、ブラッセル条約・規則以外の国内法に依拠してこの問題を判断することを、可能なかぎりひろく認める立場でもある。それゆえ彼は、被疑侵害行為がブラッセル条約締約国(「共通市場(common market)」)でなされ、また、侵害にかかる権利も締約国のそれであった事案にあたる Pearce 事件判決を先例として本件に適用することは、その範囲を一般的に拡大することになるとして否定的であった。したがってその結論も、より直接の関連性がある Tyburn 事件判決に近い形となったと考えられる。

⁽⁵⁸⁾ Lucas film Ltd. v. Ainsworth (CA), supra at [129].

⁽⁵⁹⁾ *Id.* at [175].

⁽⁶⁰⁾ Pippa Rogerson, Conflict of Laws: Foreign Copyright Jurisdiction, (2010) 69 CAMBRIDGE L. J. 245, 246.

⁽⁶¹⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (CA), supra at [151].

112 早法 95 巻 3 号 (2020)

これに対し最高裁は、外国著作権侵害についての「審理可能性」を控訴院判決に比べて緩やかに解する立場であり、その判断も、被告に対する対人管轄権(人的管轄権)の基礎についての判断と原則として一致すると述べている。このような理解によれば、ブラッセルI規則は、モザンビーク・ルールをはじめとするイングランドの従来の準則を「塗りつぶす」ことになり、ブラッセルI規則のみにもとづいて管轄権有無の判断をする場合と、結果的には一致する。そもそも、イングランドでは米国と異なり、人的管轄権と事物管轄権との間で区別がされることはあまりないといわれ(62)る。本判決が、控訴院判決の「事物管轄権」という語を用いなかったのも、それが与える厳格な印象をできるだけ避けたかったからではないだろうか。

このように、本判決は Pearce 事件判決に近い立場を採用したことで、 Tyburn 事件判決以来のモザンビーク・ルールの外国著作権侵害訴訟への 拡張を否定し、これらの訴えが、今後はブラッセル条約・規則と一体的に 解釈される道をつけた。これを2005年の Owusu 事件判決の影響によるも のとみるのは容易である。しかし、そのように理解するにはもう少し説明 が要るのではないか。一つは、先例としての Tyburn 事件判決と Pearce 事件判決との関係である。そしてもう一つは、そもそもの出発点となるモザンビーク・ルールの見直し(縮小)をめぐる議論が、イングランドのフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の発展と必ずしも無関係ではないと いう点である。とりわけ後者に関し、最高裁が、あえて外国著作権侵害以外の事項については引き続き「審理可能性」が問題となりうることを指摘 したのも、自らの判断の余地を残そうとする意図があったとみることはできないであろうか。

⁽⁶²⁾ Rogerson, supra note 60, at 246.

⁽⁶³⁾ これについては、拙稿・前掲注33・310-313頁を参照せよ。

(b) 登録知的財産権と非登録知的財産権との間の区別

すでに指摘したように、本判決は、外国著作権侵害について、侵害行為がブラッセル条約・規則の締約国と非締約国のいずれで行われたかにかかわらず、イングランドに被告に対する対人管轄権の基礎があるかぎりは同裁判所が管轄権を有するとした点で、Tyburn事件判決に代わる新たな判断として位置づけられる。そしてこのTyburn事件判決が、米国著作権の侵害にかかる訴えについてモザンビーク・ルールを適用し、イングランド裁判所の管轄権を否定したのは、同判決がブラッセル条約の適用問題に立ち入らなかったのみならず、実質的には、裁判所は他国がその領土内で行った行為を裁く立場にない、とのいわゆる国家行為の法理に依拠していたからであると考えられる。

本件でも、控訴院のジェイコブ裁判官は2007年の米国連邦控訴裁判所判決である $Voda\ v.\ Cordis\ Corp.\$ を賛意とともに引用したが、同判決は、外国特許権にもとづく請求に対する自らの管轄権の拡張が当該外国政府の権利を害しうることを指摘していた。そこでつぎに問題となるのは、Lucas film 事件最高裁判決が Tyburn 事件判決を覆したことで、この分野における国家行為の法理の適用は完全に放棄されたのか、という点である。

最高裁は、米国では(とりわけ有効性が問題となる場合には)国家行為の 法理との関連で外国特許権侵害訴訟の管轄権が否定されることを認めつつ

⁽⁶⁴⁾ 拙稿・前掲注32・328-331頁。

⁽⁶⁵⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (CA), supra at [180].

^{(66) 「}特許による排他権は、主権者によって付与され、認められる法的権利から生じるのみであり、そのような権利が所在する主権者の領土内で付与や承認がなされるのである。一方の主権が、他の主権者による管轄権の拡張によって侵害されたり、制限されたりすることを認めるのは適当でないであろう。」 Jan K. Voda, M. D. v. Cordis Corporation, 476 F.3d 887, 902 (2007). 同判決については、近藤惠嗣「外国特許権に基づく差止請求権不存在確認等請求訴訟」小松陽一郎還曆記念『最新判例知財法』(青林書院、2008年)306-307頁、国際裁判管轄研究会・前掲注44・89頁に紹介がある。

(67) (68)

も、この法理が徴発(requisition)のような外国立法または公務員の政府 行為以外に適用されることのなかったイングランドでは、たとえ付与の有 効性が問題となるにせよ、今日それが外国知的財産権侵害訴訟に対する障 害とみられるべきではないとする。この判示は、有効性が争われていない 特許侵害訴訟や、いわゆる無方式主義(文学的及び美術的著作物の保護に関 するベルヌ条約5条2項参照)のために外国政府職員による行為の有効性に つき判断を下す必要のない著作権侵害訴訟の場合には、同法理がもはや適 用されないことを示唆する文脈でなされている。

しかし本件において、Lucasfilm は、外国国家による付与やその権限に依存する特許権その他の知的財産権や、特許の有効性が問題となる場合に範囲を限定したモザンビーク・ルールの適用には反対しなかったため、上訴にかかる争点はきわめて狭いものであった。ここから、本判決の射程は著作権侵害訴訟に限定され、他の寄託もしくは登録を必要とする知的財産権(以下、「登録知的財産権」という。)の侵害にかかる訴えについての国家行為の法理の適用に関する上記判示は、あくまで傍論にとどまるものと解される。

Lucasfilm 事件最高裁判決の射程がこのように限定されるとすれば、外

⁽⁶⁷⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (SC), supra at [82], [99].

⁽⁶⁸⁾ 同じ箇所 (*Id.* at [86]) ではまた、ブラッセル条約16条 4 項に関し、「国内特許の付与は国家主権の行使である」とするジュナール (Jenard) 報告書 (Official Journal 5. 3. 1979, C 59, pp.1, 36) も引用されている。翻訳は、関西国際民事訴訟法研究会「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書(4)」国際商事法務27巻10号(1999年)1186頁を参照した。

⁽⁶⁹⁾ Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (SC), supra at [86]. また拙稿・前掲注32・335頁 も参照せよ。

⁽⁷⁰⁾ *Id.* at [83]-[84].

⁽⁷¹⁾ *Id.* at [101].

⁽⁷²⁾ ちなみにマンス卿は、自らの補足意見の中で、「(著作権と違い) 国家による付与に依存するとされうる外国知的財産権の有効性の問題との関係における国家行為の法理の適用や射程について、私はなんらの見解も表明するものではない」とする。 *Id.* at [115] *per* Lord Mance.

国の、少なくとも登録知的財産権の侵害にかかる訴えついては、今後もイングランド裁判所がこれを審理不可とする可能性は残されていることになろう。そしてその判断は、当該外国(登録国、侵害行為地国)が、(イ)ブラッセル条約・規則の締約国・構成国である場合には、同条約16条4項(ブラッセルI規則22条4項、およびその改正規則である「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則(EU)1215/2012(改正)」(以下、「Recast」という。)24条4項に相当)および19条(同25条、Recast27条に相当)に、(ロ)それ以外の第三国である場合には、モザンビーク・ルール(および国家行為の法理)のようなイングランドの伝統的準則に、それぞれ依拠するのではないか。本判決は、第三国の知的財産権侵害訴訟についてはイングランド裁判所の判断で審理不可としてきた従来の取り扱いを改める効果を有するが、あくまでそれは、非登録知的財産権の侵害にかかる訴えに範囲を限定しているのである。

四 おわりに

Lucasfilm 事件最高裁判決が、結論的には Tyburn 事件判決を覆し、外国著作権の侵害にかかる訴えを審理可能であるとしたことは、イングランドでは概ね好意的に受け取られている。しかし、結論賛成の理由は必ずし

⁽⁷³⁾ Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast). Official Journal 20. 12. 2012, L 351, pp.1-32. 同規則の翻訳につき、法務省大臣官房司法法制部編「欧州連合(EU)民事手続法」法務資料464号(2015年)47頁を参照せよ。

⁽⁷⁴⁾ このような区別がなされるのは、本判決がブラッセル I 規則22条 4 項の適用範囲を限定し、同項はその「文言上、構成国外の知的財産権には適用されない」とするためである。 $Lucasfilm\ Ltd.\ v.\ Ainsworth\ (SC),\ supra\ at\ [90].$

⁽⁷⁵⁾ Lord Collins of Mapesbury and Others, The Conflict of Laws 2159 ([34-025]) (15th ed. 2012). また、James J. Fawcett and Paul Torremans, Intellectual

も一様ではない。

まず、イングランドにおけるフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の発展を理由に、同国ではもはや知的財産権の侵害にかかる訴えについてモザンビーク・ルールを援用する必要はないとの主張がある。この主張によれば、包括的な(subject matter にもとづく)制限を用いる場合に比べ、事案ごとの柔軟な処理が可能となる。フォーラム・ノン・コンビニエンス法理が知的財産権の侵害にかかる訴えに適用されたことはおよそないが、類似の議論は、外国の土地の侵害にかかる訴えとの関係でモザンビーク・ルールの廃止が検討された際にもみられ、その主張自体は理解できる。

もっともこの見解に立つ場合、2005年の Owusu 事件欧州司法裁判所判決の射程をどうとらえるか、という新たな問題が生じるであろう。これに対する一つの回答は、ブラッセル条約・規則の締約国・構成国以外の第三国の権利にもとづく請求は Owusu 事件判決の射程外である、とすることである。イングランドにおいて、Tyburn 事件判決と Pearce 事件判決と

PROPERTY AND PRIVATE INTERNATIONAL LAW 304 ([6.170]) (2nd ed. 2011) も、本 判決と結論を同じくする高等法院大法官部判決を「喜ばしい展開 (welcome development)」と評価する。

- (76) Lucasfilm Ltd. v. Ainsworth (HC), supra at [269]; Graeme W. Austin, The Concept of "Justiciability" in Foreign Copyright Infringement Cases, 40 (4) INTERNATIONAL REVIEW OF INTELLECTUAL PROPERTY AND COMPETITION LAW 393, 409 -410 (2009); FAWCETT AND TORREMANS, id at 312-316 ([6.200]-[6.209]).
- (77) ブラッセル条約より前は、二つの異なる国の裁判所が同一の知的財産権侵害に対して管轄権を有することはありえないと考えられていたためである。 See Christopher Wadlow, United Kingdom, in Toshiyuki Kono (ed.), Intellectual Property and Private International Law: Comparative Perspectives 1061, 1065, n.26 (2012).
- (78) 拙稿・前掲注33・315-321頁参照。また、前掲注63およびそれに伴う本文も参 照せよ。
- (79) See Andrew Dickinson, The Force be with EU? Infringements of US Copyright in the English Courts: Lucasfilm v. Ainsworth, [2010] LLOYD'S MARITIME AND COMMERCIAL LAW QUARTERLY 181, 184–186.
- (80) See Richard Fentiman, Justiciability, Discretion and Foreign Rights, in

が本判決まで共存していたとの事実は、Owusu事件判決の射程を上記のようにとらえようとする立場にとって示唆的であるといえる。

Lucasfilm事件最高裁判決は、結論的には高等法院大法官部の判決と一致するが、ここでの問題を人的管轄権から切り離し、また、Owusu事件判決の射程についても正面から論じていないという点では、むしろ、控訴院判決とその枠組みにおいて類似するように思われる。最高裁は、外国著作権の侵害にかかる訴えについてイングランド裁判所が司法的判断を下すことを認めたが、それ以外の事項について、同裁判所が引き続き「審理可能性」を独自に判断する姿勢を崩していない。たしかに、このような理解はブラッセル条約・規則の趣旨に反することになろう。しかし上述のように、最高裁の立場は、第三国の知的財産権が同国での行為により侵害された本件では、ブラッセル条約・規則が適用されないとするものであった可能性がある。かりにそうであるとすれば、本判決は、一方では、そのかぎりでブラッセル条約・規則(とりわけ、その2条)がもつ強行性を否定したことになり、他方では、非登録知的財産権の侵害にかかる訴えについては裁判所の管轄権有無の判断に特段の制約を課さないとする点で、これらの条約や規則と見解を同じくするものとみることもできるのかもしれない。

とはいえ本判決のように、登録知的財産権と非登録知的財産権とを区別し、その侵害にかかる訴えにつき管轄権有無の判断に差異をもたらすことがそもそも合理的であるかは、議論の余地がある。たとえば、「知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案)」は、登録知的財産権と非登録知的財産権とを区別するが(102条3項)、「登録知的財産権の付与、登録、有効性、放棄又は取消しが先決問題として争われる場合」(209条2項)には、同209条1項の専属的管轄権に関する規定が適用されないため、登録国の

Arnaud Nuyts (ed.), International Litigation in Intellectual Property and Information Technology 151, 165–168 (2008).

⁽⁸¹⁾ See Dickinson, supra note 79, at 185.

⁽⁸²⁾ これについては、木棚照一編著『知的財産の国際私法原則研究――東アジアからの日韓共同提案』(成文堂、2012年) 3 頁以下を参照せよ。

裁判所以外の、たとえば被告常居所地国の裁判所も、侵害訴訟につき管轄権を有しうる(201条)。同209条2項2文によれば、このような先決問題に関する裁判所の判断は後訴を拘束しないから、イングランド(およびEU)のように、侵害訴訟で無効の抗弁がなされたことをもって全体を却下する必要はなく、非登録知的財産権の侵害にかかる訴えが被告常居所地国の裁判所に係属する場合と比較しても、その扱いにおいて大きな差異はない。さらに、被告常居所地国と主な侵害行為が行われた国とが異なる場合には、後者への管轄の集中のために(203条1項2文参照)、被告常居所地国の裁判所が、慎重な判断のもとに「特別の事情」があるとして係属する訴えの全部または一部を却下することも許されているものと解される(211条)。

いうまでもなく、このような立法提案をイングランドの現行法と比較することが適切であるとは思わない。しかしながら本稿のように、本判決がブラッセル条約・規則の間隙を縫ってイングランド裁判所による独自判断の余地を残したとみる立場からは、同国裁判所が、将来的には(第三国の)登録知的財産権の侵害にかかる訴えについても伝統的な準則を再考し、これを審理可能とすることはありうるように思われる。そしてその際、当該権利の付託や登録の有無は、上記の判断にとって必ずしも重要でないことに留意すべきである。

【後記】江泉芳信先生には、私が早稲田大学大学院法学研究科修士課程に在籍していた頃から、日々の授業や外国文献講読、論文指導等で大変お世話になった。大学院の授業後、毎回のように皆で食事をとりながら議論の続きをしたのが、つい昨日のことのようである。2019年度からは本学で一緒にお仕事をさせていただく機会にも恵まれ、院生時代とはまた違う先生の一面を知ることができた。これからも変わらずご教示いただきたく、及ばずながら、先生のご健康とご長寿とを祈念して本稿を捧げる。

なお本稿は、令和元年度科学研究費補助金「基盤研究 (C)」(JSPS KAKENHI Grant Number JP19K01316) の交付を受けた研究成果の一部である。